

小野市立中番小学校 いじめ等防止基本方針

平成26年1月29日作成
令和元年6月 5日改定
令和7年4月教職員共通理解

小野市いじめ等防止条例の基本方針

【基本理念】 いじめ等のない明るく住みよい社会の創造
～あらゆるいじめのないハートフルシティおの～

中番小学校の基本方針

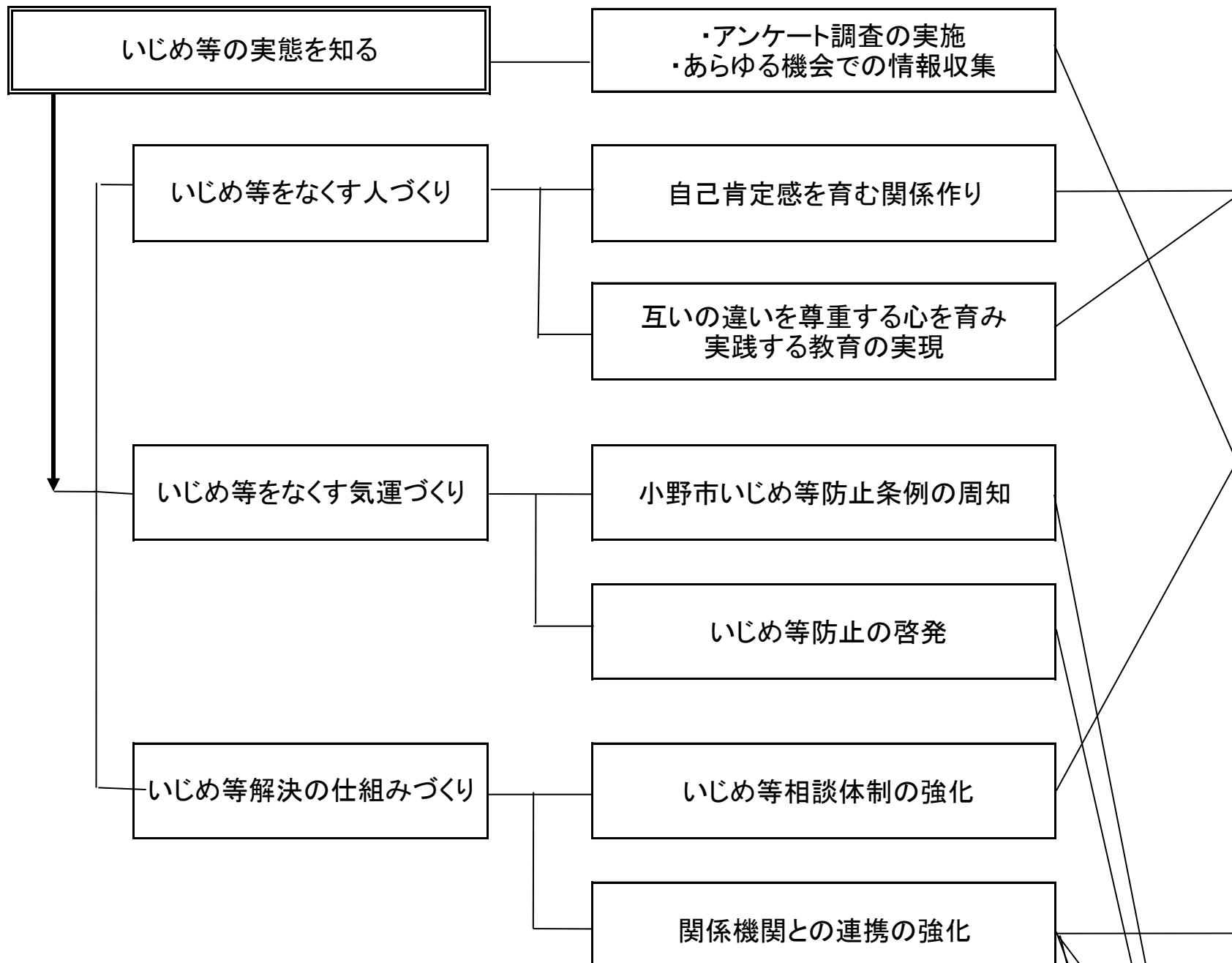
【基本理念】 いじめを生まない学校風土の創造

【基本目標】

【基本課題】

【基本計画】

【具体的な取組】



I いじめの未然防止

- ①道徳教育の充実
- ②人権教育の充実
- ③体験教育の充実
- ④特別活動の充実
- ⑤保護者や地域の方への働きかけ

II 早期発見、早期解決

- ①日々の観察
- ②観察の視点
- ③日記や連絡帳(生活の振り返り欄)の活用
- ④教育相談(学校カウンセリング)の実施
- ⑤いじめ実態調査アンケートの実施

III 早期の適切な対応

- ①正確な実態把握
- ②指導体制、方針決定
- ③児童への指導・支援
- ④保護者との連携
- ⑤継続した対応(心のケア)

IV ネット上のいじめへの対応

- ①啓発・研修
- ②早期発見と早期対応
- ③関係機関との連携

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①校内『いじめ等防止対策委員会』の役割
- ②いじめに対する措置
- ③いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施
- ④相談体制やカウンセリング体制の充実

VI 重大事態への対処

I いじめを生まない土壤づくり、人づくり(未然防止)

- ①生命尊重の精神や人権感覚を育む取組を行う。
- ②道徳の授業を核として、道徳的判断力を高める。
- ③体験教育を通して他者や自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合わせる。
- ④コミュニケーション活動を重視した授業形態を多く取り入れる。
- ⑤『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底を図る。
・インターネットの使い方のルールやモラルについて啓発を行う。

II 早期発見、早期解決

- ①休み時間や昼休み、放課後等の機会に、児童の様子に目を配る。
・「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・チェックリストを活用する。
- ②担任を中心に、教職員は、児童が形成するグループやその人間関係の把握に努める。
- ③日記や連絡帳(生活振り返り欄)の活用
- ④定期的な教育相談期間の設定、全校生を対象とした教育相談の実施。
- ⑤生活実態調査アンケート、定期的ないじめ実態調査アンケートを実施する。(1か月に1回程度)

III 早期の適切な対応

- ①当事者双方、周りの子どもから、個々に聞き取り、記録する。
- ②指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
※『小野市いじめ等防止条例に係る報告書』を活用する。
・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。指導体制、方針を決定する。
- ③「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ④保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ⑤カウンセラー等を活用し、児童の継続した心のケアを図る。

IV ネット上のいじめへの対応

- ①ネット使用上のルールについて、講習会や授業を行う。
- ②保護者にも啓発し、連携を図る。
- ③場合によっては、警察等の専門機関と連携して対応する。z

V いじめ問題に取り組む体制の整備

- ①いじめ防止対策委員会[校長・教頭・生活指導担当・養護教諭・各学年層代表・当該学級担任・スクールカウンセラー]を設置及び定期的開催、いじめ問題に対する調査、対応、体制づくりを行う。
※ケースによっては、市教委、市福祉部局、県教委学校支援チーム・スクールソーシャルワーカー、警察もメンバーに加える。
- ②児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ③スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制づくりを行う。
・カウンセリングマインド研修を実施し、教師のカウンセリング技量の向上を図る。

VI 重大事態への対処

- 教育委員会と十分に協議し、速やかに調査委員会等を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。